

庄内広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例

令和8年2月4日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、庄内広域水道企業団の職員のうち酒田市から派遣されている職員に係る配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業)

第2条 酒田市から派遣されている職員の配偶者同行休業については、酒田市職員の配偶者同行休業に関する条例の適用を受ける酒田市職員の例による。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。